

令和6年第9回総会

山武市農業委員会会議録

令和6年9月5日 開会

令和6年9月5日 閉会

令和6年第9回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年9月5日（木）午後3時30分

場 所 山武市役所 大会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議 事 議事

- （1）農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- （3）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- （4）令和6年度第6次農用地利用集積計画（案）の決定について
- （5）農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
- （6）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（15名）

欠席委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（14名）

欠席農地利用最適化推進委員（6名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第7 議案第4号 令和6年度第6次農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
- 日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和6年9月5日 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

◎開会

議長

では、これから、令和6年第9回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は15名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は、13番鈴木委員、議席番号14番藤田委員です。
お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について、及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。

議事録署名人は、議席番号15番石橋委員、及び議席番号16番小川委員を指名いたします。

◎報告

(事務局報告)

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

申請番号ごとに、推進委員の状況説明及び農業委員の補足説明を求めます。

申請番号1の説明を地区担当推進委員の高橋委員に求めます。

高橋推進委員

推進委員の高橋です。

申請番号1について説明いたします。

贈与による所有権移転です。譲受人は譲渡人と親戚関係にありまして、昔から隣同士の土地で、譲渡人は高齢で耕作ができない状態でありまして、譲受人が現在の耕作地の隣でありますので、今回の申請となりました。地域としては全然問題ありませんので、よろしくをお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を隣接地域の農業委員、議席番号5番廣口委員に求めます。

廣口委員

5番の廣口です。

ただいま高橋委員より説明がありましたとおりで、何ら問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号1を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号2の説明を地区担当推進委員の川村委員に求めます。

川村推進委員

地区担当推進委員の川村です。

申請番号2を説明いたします。

今回の申請につきましては、賃借権の設定でございます。

譲渡人につきましては、当該この土地について耕作ができない、
今後とも耕作ができないということでありました。そのために、会
社経営の増進を図りたいという譲受人に貸すということになりました。
た。

現状につきましては、草等が多少20センチ、30センチくらいの長
さで生えているんですが、トラクターで除草し、耕うんすれば、耕
作可能と思います。既に一部につきましては露地トマトを作付して
ございますので、問題ないと思います。

よろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号12番今関委員に求めま
す。

今関委員

議席番号12番の今関孝之でございます。

推進委員の川村さんの説明のとおりでございまして、私もせんだ
って現地を確認してまいりましたが、川村さんの言ったとおり、草
が多少出ていましたが、トラクターとか一般的な農業機械で畑にな
るような感じの圃場でございますので、問題ないものと見てまいり
ました。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しな
いため、許可要件の全てを満たしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号2を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号3の説明を地区担当推進委員の十川委員に求めます。

十川推進委員

地区担当推進委員の十川です。

申請番号3について御説明いたします。

賃借権です。譲渡人は2年ぐらい前にだんなが急に亡くなっちゃ
いまして、それで耕作がこれからはできないということでありまし
て、譲受人のほうは会社経営の増進を図るということで、先日、畑
のほうを見てきまして、ちょっと草はあったんですけども、頑張っ
ているような雰囲気もありましたので、問題ないと思いますので、
よろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号4番小川委員に求めま
す。

小川委員

4番小川です。

ただいま十川推進委員さんの説明したとおりでございます。今日、
現地確認をしてきましたが、何ら問題がないものと思われま

す。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願
いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の

挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号4の説明を地区担当推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。
番号4について説明いたします。
譲渡人のほうのせがれさんから相談がありまして、今まで借りていた方が亡くなっちゃったので、また新規の方を探してほしいということで、去年連絡をもらいました。それで、譲受人の方、こちらは有機栽培を行っていて、大根、ニンジン、ズッキーニ等を作っておりますが、経営規模を拡大したいため、今回貸借することになりました。地元としては何も問題ないので、よろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号7番高野委員に求めます。

高野委員

番号7番高野です。
今、山下委員が言ったとおりでございますので、大丈夫だと思います。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしく審議をお願いします。

議長

補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号4を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号5の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

申請番号5について説明いたします。

売買による所有権移転です。譲渡人は耕作しないため、譲受人はベトナム国籍で在留資格は経営・管理です。

購入金額にちょっと私疑問があったので聞いたところ、譲渡人の生家が空き家になり、その住宅を購入したら農地もついてきたということです。無償譲渡ではなく少しでも支払いをしたいと思い、この金額になったそうです。

また、購入して新規就農したいとのことでした。先月、現地確認してまいりました。数年前から耕作していない農地もありましたが、手入れをすれば耕作できるようでございました。地元としても、特に問題ないかと思います。

審議よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号3番雲地委員に求めます。

雲地委員

出席番号3番雲地です。

申請番号5についてなんですけれども、今、推進委員が説明してくれたとおりですけれども、ちょっと心配だったもので、ベトナム国籍ということで、在留資格のほうどうなっているかなというところで、事務局のほうに調べていただいたら、問題はないということで、それはそれでいいんですけれども、本人とも電話で話したんですけれども、農業経験というか、どこかの家に実習に行っていたりして、ある程度のところというか、段階を踏んで農業に入るのが、通常の新規就農の流れなんですけれども、この人の場合には、外国人だから責めるというわけじゃないんだけれども、何もない中ですぐに農地を取得する。少しぐらいの面積って表現は悪いかも分かりませんが、面積的にもあるんですね。

ですので、その中で、そういう過程を踏まない中ですぐに農地を取得できていいのかなという1つ疑問がありまして、農地を作ってくれることはありがたいことなんだけれども、この先、国籍に関係なしに、日本人であれ、他国籍の方なり、こういう問題が生じた場

合に、ただ単に農地が余っていた場合にすぐ購入できるという、そのところのシステム自体が、当農業委員会としてはどういうふうに見るかということで、いや、来たらどんどん歓迎で、いいですよ、いいですよと、農地があれば、それをその中でどんどん、自由ということはないけれども、認める、許可するというような感じはいいかなものかと思って。

本人も農業をやる気なんだけれども、逆にかわいそうじゃないかなと。何も分からない中で農地を取得して、営農計画書に作るものは書いてあるんだけど、分からないいんだから、それを指導するなり何らかの段階を踏んだ中で農業を始めるだったらいいいんだけど、ちょっとそのところが心配なところもあるし、この先こういう案件が出てきた場合には、当農業委員会としてはどういうふうにしてやっていくのか。

農地は、農業委員会の総会で審議してその中で承諾しなければ取得できないいんだから。そういう流れの中で、今からいろんな国籍の人も当然出てくると思います。日本人でもそう。住まなくなったから、家と畑全部何とかお願ひしますということが出てくるけども、本人が農業経験がそんなにない中で、それはいいですよって総会で決まれば、それはそれでいいと思うし、いや、やっぱりある程度経験を踏んでもらわなきゃ困るなといえ、そのところを今度、こういう書類が上がってきたら指導するような立場で持っていかないかと思いました。

増田委員

そうそう。できるかどうかを慎重に判断したほうが、前例を作ってしまうので、検討したほうがいいと思います。

議長

申請番号5は保留といたしまして、推進委員さん、農業委員さん、再度確認してもらいまして、また再度審議するということで御異議ございますでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議ないと認められますので、今回は保留とし、継続審議といたします。

申請番号6の説明を地区担当推進委員の川島委員に求めます。

川島推進委員

地区担当推進委員、川島です。

申請番号6番について説明いたします。

賃貸借権の設定になります。

譲渡人は今後耕作を行う予定がないため、また、譲受人のほうは会社経営の増進を図るためということで、予定としては露地トマトとブロッコリー等の栽培をするということです。地元としては何の問題ありません。

よろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号10番高宮委員に求めます。

高宮委員

議席番号10番高宮です。

川島推進委員さんの説明のとおりで、何ら問題ないものと思われ
ます。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号6を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号7の説明を地区担当推進委員の小川委員に求めます。

小川推進委員

地区担当の小川です。

番号7の説明をさせていただきます。

賃貸借権です。譲渡人は高齢のため、また、譲受人は経営の拡大
のため、両方私の知り合いです。何ら問題ないと思いますので、よ
ろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 10 番高宮委員に求めます。

高宮委員 議席番号 10 番高宮です。
小川推進委員さんの説明のとおりで、何ら問題ないと思われます。
権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号 7 を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号 8 につきましては、事務局の説明のとおり、申請は取り
下げられております。
申請番号 9 の説明を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員 地区担当推進委員の高宮です。
申請番号 9 について説明します。
贈与による所有権の移転です。譲渡人と譲受人とは親戚関係にあり
まして、親から譲受人はこの申請地を借りて耕作をしておりまし
た。ここで栽培された作物を農産物直売所などで販売をしていきたく
いということです。譲渡人は体調が優れてなく耕作ができないため、
農業経営を縮小したいということです。地区としても何ら問題はない
と思います。
よろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 15 番石橋委員に求めま
す。

石橋委員

議席番号 15 番の石橋です。

ただいまの高宮推進委員さんの説明のとおりです。問題はないと思われる。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議よろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 9 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 10 の説明を地区担当推進委員の鈴木委員に求めます。

鈴木推進委員

担当推進委員の鈴木です。

議案第 1 号番号 10 について説明をいたします。

本件は売買による所有権移転です。譲渡人は農業経営を縮小したいということです。譲受人のほうは農業経営を拡大したいということで、今回の申請に至ったということです。

農地の現状を確認したところ、現在、農地の一部に建設用の足場等の資材が一時的に放棄されている状態で、できればその状況を解消していただいて、再度現地確認をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 8 番増田委員に求めます。

増田委員

議席番号 8 番増田です。

先ほど鈴木推進委員さんから御説明のありましたとおりですが、

私も先日現地を確認してまいりました。現地は、当該農地の一部なんですけれども、一時的に資材が仮置きされておりまして、その状態を解消していただいて、再度現地確認をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
今までの説明を聞きますと、現地があんまり芳しくない状況であると説明がありましたので、今回は保留として、継続審議の案件としたいと思います。
御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 保留することに御異議のないと認められますので、今回は保留として継続審議といたします。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。
議案第2号申請番号1について説明いたします。
こちらの申請は、営農型太陽光発電の3年間の更新申請です。
現地確認してきましたが、パネル下部へ作付しているサカキの生育ですが、3年前よりは順調に生育しております。いまだ出荷するには至っておりませんが、きちんと管理されています。また、パネ

ル下部以外の農地部分については、申請地周辺にて耕作を行っている農業法人へ貸付け予定とのことです。
よろしくお願いします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を高野委員に求めます。

高野委員 議席番号7番高野です。
先日、現地確認をしてきました。この議案につきましては、今、山下推進委員が説明したとおりで、生育状況については、前回更新のときよりも大分順調に育っているようですが、申請者には引き続き必要な対策を講じていただき、今後の生育に期待したいと思います。本件は一時的な利用であることから、農地法第4条第6項ただし書き及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の川島委員に求めます。

川島推進委員

地区担当推進委員の川島です。
議案第3号申請番号1について説明いたします。
譲受人は、千葉県から発注された排水路護岸工事を実施するに当たり、工事期間中、現場近くの申請地に事務所や車両置場などを一時的に設けたいということです。
現地を確認してきましたが、特に問題はないかと思われます。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を佐藤委員に求めます。

佐藤委員

議席番号6番佐藤です。
先日、現地を確認してきましたけれども、取りあえず問題がない状況でありました。番号1についてですが、内容は先ほど川島推進委員が説明したとおりです。
本件は一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書き及び農地法施行令第11条第1項第2号に該当するため、許可相当と思われます。
どうぞ御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございせんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。
申請番号2の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員 担当推進委員の佐瀬です。
議案第3号ナンバー2について説明いたします。
これは転用を伴う所有権の移転で、太陽光発電の設備設置です。
現地ですけども、小規模の農地が点在しているところです。北側は道路を挟んで、昨年許可された太陽光設備があります。南側は自給野菜を作る程度の農地がありますが、雨水、風通しなど、影響は少ないと思われます。
また、譲受人は隣地の方や地区長に説明するとのことで、特に問題は無いと思われます。
説明は以上です。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を高野委員に求めます。

高野委員 7番高野です。
今の内容につきまして、佐瀬推進委員が説明したとおりでございます。本件は第2種農地への太陽光発電の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われますので、したがって、許可相当と思われますので、よろしくお願いいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号2を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いた

しました。

申請番号3及び4は同一事業でございます。

お諮りいたします。申請3及び4を一括して審議してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

申請番号3及び4は一括審議といたします。概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員

地区担当推進委員の堀越です。

議案第3号申請番号3及び4について説明いたします。

申請地は、周辺の住宅化に伴い、日照等の条件が悪くなり、長期間、耕作がされておらず、譲渡人は土地の管理に苦慮していたとのことです。計画は太陽光発電施設の設置ということですが、申請地は第3種農地であり、隣接農地もないことから、特に問題ないかと思われま。地区としては問題ございません。

よろしくお願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を佐藤委員に求めます。

佐藤委員

議席番号6番佐藤です。

先日、現地を確認してまいりました。議案3号申請番号3、4についてですが、内容は先ほど堀越推進委員が説明したとおりです。本件は第3種農地への太陽光発電施設の建設であり、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われま。したがって、許可相当と思われま。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3及び4を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、令和6年度第6次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第4号を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）への意見聴取についてを議題といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

（事務局説明）

議長 議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第5号は原案のとおり決定すべきものとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり決定すべきものと意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

（事務局説明）

議長 議案の説明が終わりました。
番号1の報告を地区担当推進委員の川村委員に求めます。

川村推進委員 地区担当推進委員の川村です。
番号1について説明いたします。今回の申請につきましては、新規で申請でございます。現在、申請人の家族4人で露地栽培を中心に複合経営を行っております。今後、新しい技術を入れまして、耕作し、いいものを作っていきたいということでありました。また、

それにより収入を高く得たいということでありましたので、よろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
議案第6号は原案のとおり承認することで御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。
以上で、本日予定しておりました議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長 その他の件について皆様方から御意見がございますか。

◎閉 会

議長 では、意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会させていただきます。